



令和 7 年度 P T A 総会

< 議案 >

- 議案 1 令和 6 年度 会務報告に関する件
- 議案 2 令和 6 年度 決算報告に関する件
- 議案 3 令和 7 年度 予算承認に関する件
- 議案 4 令和 7 年度 役員承認に関する件
- 議案 5 PTA 会則改定に関する件

市川市立真間小学校

令和 7 年 4 月 吉日

議決期間：令和 7 年 4 月 22 日（火）～25 日（金）

議決はオンラインアンケートにて行います。ZOOM 配信はありません。
議案内容をご確認いただき承認となります。
否認事項がある方のみ、以下 URL または QR コードよりご連絡ください。

【URL】 <https://forms.gle/3QdhizLZZVhq11cq8>



※ 承認結果は 4 月 26 日以降、PTA サイト、マチコミにてお知らせします。

- **議案 1 「令和 6 年度 会務報告に関する件」**（添付資料①）

令和 6 年度から mama-café の活動が本格始動しました。

また、周年行事特別委員会の皆さんが企画した 90 周年記念の各種イベントが盛大に催されました。

- **議案 2 「令和 6 年度 決算報告に関する件」**（添付資料①参照）

① 1. 収入の部 「2 会費」は、加入家庭数が予算作成時より減少したため予算額より低くなりました

② 2. 支出の部 自転車用防犯プレートを廃止したため、「14 児童見守り費」の予算額を支払額が下回りました

③ 2. 支出の部 芸術鑑賞費が学校徴収になったので、「15 文化活動費」の予算額を支払額が下回りました

単年収支（年間の会費収入から支出を引いたもの）では赤字でしたが、繰越金を活用することで、差引残高としては問題ない形となっています。

計画的に繰越金を活用しながら、会費収入に見合う活動内容、予算へ見直して参ります。

- **議案 3 「令和 7 年度 予算案に関する件」**（添付資料②参照）

今年度予算案は昨年度実績を参考に作成しました。また、昨年度防犯のためのトランシーバーや PTA ビブスをまとめて購入済のため、2. 支出の部 「3 少額備品」の減少を想定しました。今後、行事等に変更が生じた場合は昨年度同様、予算と支出金額との差引残高に大きな差が出る可能性があります。

- **議案 4 「令和 7 年度 役員承認に関する件」**

-

① 新任役員、専門委員会について

選考委員会で協議した結果、令和 7 年度本部役員は、以下の方々にお引き受けいただくことになりました。

<本部役員紹介>

役職名	氏名	在校児童クラス
会長	山本 かほり	6 年 2 組（再任）
副会長	二瓶 雅	5 年 4 組（再任）
副会長	吉岡 典子	4 年 3 組、2 年 1 組 （R6 年度本部会計）
副会長	西本 百合子	5 年 2 組、2 年 3 組 （R6 年度本部会計監査）
副会長	池田 奈美江	4 年 1 組 （R6 年度本部会計監査）
会計	高橋 俊文	2 年 3 組
会計	高橋 明貴子	2 年 3 組 （R6 年度 IT 環境整備委員）

会計監査	高橋 大亮	5 年 2 組 (R6 年度周年行事委員)
会計監査	清水 美穂	5 年 4 組、1 年 4 組
会計監査	堀川 美由紀	3 年 1 組、1 年 1 組 (R6 年度広報委員)
IT 担当	山田 章人	3 年 1 組 (R6 年度 IT 環境整備委員)
補導員	田 明典	3 年 4 組 (再任)
相談役	重田 裕介	6 年 3 組 (再任)

令和 7 年度専門委員会は、以下の方々にお引き受けいただくことになりました。

< 専門委員会紹介 >

委員会名	氏名	在校児童クラス
卒業対策	能登 典子 青山 有加 小島 路菜 北垣 綾乃 有馬 希和 坂野 曜子 重田 裕介	6 年 1 組 6 年 1 組、3 年 3 組 6 年 2 組 6 年 2 組、3 年 1 組 6 年 3 組、2 年 3 組 6 年 3 組 6 年 3 組 (兼務)
児童安全	高畑 智恵 木内 多慧 (募集中)	2 年 1 組 6 年 3 組、4 年 1 組
広報	矢田 香織 勝田 紀子 藤巻 敦子 坂野 曜子	3 年 4 組、1 年 2 組 4 年 1 組 1 年 3 組 6 年 3 組 (兼務)
会計	山下 綾 羽田 桃子 新井 麻奈	5 年 2 組 (再任) 5 年 2 組 (再任) 5 年 2 組 (再任)
真間小まつり	染谷 留奈 赤坂 恵 (募集中)	3 年 2 組、1 年 2 組 5 年 2 組、1 年 1 組

② 令和 6 年度退任役員、専門委員について

< 本部役員 退任者紹介 >

役職名	氏名
副会長	岡田 愛子

副会長	中田 省二
副会長	野口 淳
相談役	勝田 紀子
相談役	高宮 泰裕
相談役	横井 香世

< 専門委員退任者紹介 >

委員会名	氏名
卒業対策	平塚 眞樹 近藤 理代 杉山 明美
児童安全	井上 英理子 米谷 翔子 小泉 喜子
広報	杉山 水紀 武田 明子 堀川 美由紀
IT 環境整備	高橋 明貴子 山田 章人
真間小まつり	今関 隼人 加藤 敦子
周年行事	一色 乃理子 村野 典子 友井 真寿美 中岡 茜 高橋 大亮

● 議案 5 「PTA 会則改訂に関する件」（添付資料③参照）

- ① 「第 2 章 会員」会費の支払い方法に関する事項を変更しました
- ② 「第 3 章 組織」、「第 5 章 本部」、「第 7 章 専門委員会」の本部内 IT 担当
設置、並びに IT 環境整備委員会の廃止に関する事項を追記しました
- ③ 「第 4 章 総会」総会の議決に関する事項を変更しました
- ④ 「第 9 章 慶忌・表彰」から費慶忌費に関する事項を削除し、「第 9 章 表彰」
としました

添付資料⑩議案1

令和6年度 会務報告

(1) 諸会議、学校行事への参加

4月9日	入学式
4月19日	懇談会（専門委員選出）
4月26日	PTA総会書面議決（決算・予算・新役員承認）
5月9日	第1回学校運営協議会
7月12日	第2回学校運営協議会
9月27日	第3回学校運営協議会
11月9日	第4回学校運営協議会
2月7日	第5回学校運営協議会
3月18日	卒業式

(2) 本部会、運営委員会

5月8日	第1回運営委員会
5月17日	第1回本部オンラインミーティング
7月3日	第2回運営委員会
10月9日	第3回運営委員会
12月2日	PTA本部通信発行
12月4日	第4回運営委員会
1月19日	第2回本部オンラインミーティング

2月5日	第5回運営委員会
3月7日	第3回本部オンラインミーティング

(3) 講演会等参加報告

5月9日	市川市PTA連絡協議会 三役会⑫
5月9日	市川市PTA連絡協議会 役員会④
5月16日	市川市PTA連絡協議会 定期総会
5月22日	市川市PTA連絡協議会 広報誌講習会
6月1日	千葉県PTA連絡協議会表彰式
6月6日	市川市PTA連絡協議会 オリエンテーション
6月12日	市川市少年補導員連絡協議会総会 第1回市川市少年補導員連絡協議会
6月26日	市川市少年補導員連絡協議会 新任補導員研修会
7月11日	市川市PTA連絡協議会 会長会①
10月2日	第2回市川市少年補導員連絡協議会
10月12日	市川市PTA連絡協議会 会長会②
10月29日	少年補導員二中ブロック会議
11月3日	市制施行九十周年記念式典
11月28日	市川市PTA連絡協議会 PTA研究大会
12月14日	市川市PTA連絡協議会 合唱フェスティバル
2月27日	市川市PTA連絡協議会 会長会③
3月21日	第3回市川市少年補導員連絡協議会

(4) mama-café（交流会、清掃活動、ベルマーク）

6月15日	喫茶 崖っぷち①
7月13日	喫茶 崖っぷち②
10月12日	喫茶 崖っぷち ティーチャーズカフェ Vol.1
11月2日	第一会議室片付け
12月12日	喫茶 崖っぷち ティーチャーズカフェ Vol.2
12月16～20日	落ち葉掃き
2月13～14日	ベルマーク集計、喫茶 崖っぷち③
2月20日	喫茶 崖っぷち ティーチャーズカフェ Vol.3
3月1日	PTA倉庫片付け、喫茶 崖っぷち④

(5) 児童安全委員会

4月21日	第1回委員会 顔合わせ
5月19日	引き継ぎ
	「交通安全指導のお願い」発信
	年間スケジュール作成、各学年の当番表作成と配付、実施前リマインド (学年だより・連絡帳・マチコミ配信)
12月12日	4、5人体制の地図、報告書作成
2月下旬	「朝の交通安全指導に関する大切なお知らせ」発行

(6) 広報委員会

4月21日	第1回委員会 顔合わせ
6月19日	まましんぶん第一号 発行

2月28日	まましんぶん卒業号 発行
	各種取材（教職員インタビュー、運動会、真間小まつり、卒業生コメント）

（７）会計委員会

6月5日	第1回会計作業（5月分 学級費・教材費・日本スポーツ振興センター掛け金）
7月5日	第2回会計作業（6月分 積立金）
8月6日	第3回会計作業（7月分 積立金）
10月4日	第4回会計作業（9月分 積立金）
11月7日	第5回会計作業（10月分 積立金）
12月5日	第6回会計作業（11月分 積立金）
1月10日	第7回会計作業（12月分 積立金）
2月6日	第8回会計作業（1月教材費不足金集計作業）
3月5日	第9回会計作業（2月分 積立金）

（８）IT環境整備委員会

4～3月	PTAサイト更新（随時対応）
4～3月	ウェブ掲載（随時対応）

（９）真間小まつり委員会

4月19日	第1回委員会 顔合わせ
4月21日	引き継ぎ
6月30日	第1回ミーティング

	「まつり開催のお知らせ、お手伝い募集」の配付、マチコミ配信
11月9日	(前日準備を経て) 真間小まつり開催
	会計報告、引き継ぎ資料作成

(1 0) 周年行事特別委員会

4月20日	創立90周年式典企画打ち合わせ
4月23日	航空写真撮影実施
5月26日	創立90周年記念行事だより 第二号 発行
7月3日	周年委員作業
9月6日	周年委員作業
11月1日	周年委員作業
11月9日	創立90周年式典
11月30日	吹奏楽部市川駅構内コンサート
	会計報告、90周年活動記録作成

添付資料① 議案2
令和6年度決算報告に関する件

1. 収入の部

項 目	予算	決算	増 減 額
01 繰越金	5,286,440	5,286,440	0
02 会費	1,576,000	1,551,066	▲ 24,934
03 利息等	0	524	524
合 計	6,862,440	6,838,030	▲ 24,410

3. 決算の部

収入総額	6,838,030
支出総額	2,328,414
差引残高	4,509,616

2. 支出の部

		予算	支払金額	差引残高	摘要
1 運営費	01 消耗品費	40,000	13,095	26,905	印刷用紙、文房具等
	02 印刷費	150,000	103,423	46,577	印刷機リース、印刷機製版マスター、印刷機インク、プリンターインク
	03 少額備品	400,000	321,441	78,559	消耗品以外の文房具、備品等
	04 防災備蓄費	200,000	107,982	92,018	防災備蓄品、感染症拡大防止対策備品
	05 通信運搬費	63,000	60,190	2,810	ZOOM年間契約
	06 行事運営費	285,000	186,642	98,358	学校行事、校内会議運営費、卒業証書の記名謝礼
	07 まつり運営費	300,000	258,415	41,585	真間小まつり諸経費
	08 負担金	94,000	105,990	-11,990	保険、PTA連絡協議会会費、小中体連負担金、集金代行費用
2 活動費	09 慶弔費	155,000	103,220	51,780	祝金、香典、退職・転出職員花束、PTA運営委員長・PTA役員退任お礼のお品
	10 成人教育費	60,000	24,631	35,369	PTAバレーボール大会諸経費
	11 運動会費	197,500	124,665	72,835	運動会諸経費
	12 保健活動費	40,000	15,620	24,380	消毒液、歯鏡滅菌
	13 体育活動費	300,000	0	300,000	陸上大会運営費
	14 児童見守り費	60,000	14,434	45,566	かけこみ110番 マップ版修正、片面カラー印刷
	15 文化活動費	300,000	84,180	215,820	児童のクラブ活動や総合学習への補助
	16 広報発行費	30,000	22,718	7,282	広報紙印刷費等
3 他	17 委員会活動費	260,000	120,667	139,333	委員会活動用消耗品等、委員会会議費
	18 積立費	150,000	150,000	0	創立100周年記念事業に向けた積立金
4 予備	19 予備費	3,777,940	511,101	3,266,839	総合学習等補助、クラブ活動補助、図書室蔵書、講師謝礼、芸術鑑賞教室
合計		6,862,440	2,328,414	4,534,026	

上記の会計簿証拠書類を監査した結果、正確であることを確認致します。

会計監査 西本 百合子



会計監査

池田 奈美江



会計監査 小谷 春晃



会計監査

田中 良祐



令和7年度予算承認に関する件

1. 収入の部

項目	予算	前年比増減	摘要
01 繰越金	4,509,616	▲ 776,824	2024年度繰越金 : 4,509,616円
02 会費	1,576,000	1,576,000	4,000円/年 x394(家庭数(514x0.7)360+職員34名)
合計	6,085,616	799,176	

2. 支出の部

	項目	予算	摘要
1 運 営 費	01 消耗品費	40,000	印刷用紙、文房具等
	02 印刷費	155,000	印刷機リース、印刷機インク、印刷機製版用マスター、プリンターインク等
	03 少額備品	180,000	消耗品以外の文房具、備品等
	04 防災備蓄費	130,000	防災備蓄品(保存水、アルファ米)、感染症対策
	05 通信運搬費	63,000	ZOOM年間契約等
	06 行事運営費	250,000	学校行事、校内会議運営費、卒業証書の記名謝礼
	07 まつり運営費	250,000	真間小まつり諸経費
	08 負担金	87,000	PTA連絡協議会費、小中体連負担金、保険料、集金代行費用等
2 活 動 費	09 慶弔費	120,000	結婚・出産祝い金、退職転出職員への花束、PTA運営委員長、本部役員退任お礼等
	10 成人教育費	60,000	PTA主催の講演会謝礼、家庭教育学級補助、バレーボール大会諸経費等
	11 運動会費	100,000	運動会諸経費
	12 保健活動費	20,000	保健材料補助等
	13 体育活動費	5,000	部活動補助、体育消耗品、児童各種大会参加費補助等
	14 児童見守り費	30,000	校外補導、交通安全補助、防犯
	15 文化活動費	160,000	児童のクラブ活動や総合学習への補助
	16 広報発行費	30,000	広報紙印刷費等
3 他	17 委員会活動費	160,000	委員会活動用消耗品等、委員会会議費
	18 積立費	150,000	創立100周年記念事業に向けた積立金
	19 予備費	4,095,616	予期せず発生する費用
合計		6,085,616	

市川市立真間小学校 P T A 会則（案）

第 1 章 総則

第 1 条 本会は市川市立真間小学校 P T A と称する。

第 2 条 本会は事務局を市川市立真間小学校（以下、「本校」とする）におく。

第 3 条 本会は本校に在籍する児童の保護者および教職員の密接な協力によって、児童の福祉を増進し、教育の向上をはかることを目的とする。

第 4 条 本会は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 教育懇談会をひらく
2. 児童の校外生活をみちびく
3. 児童の就学や出席を督励する
4. 児童の学芸を奨励する
5. 学習環境の充実に寄与する
6. 学校保健と体育を充実奨励する
7. 学校給食の普及および食育を奨励する
8. 講演会、講習会をひらく
9. 教職員の研究を奨励する
10. 会員の親睦と教養の向上をはかる
11. その他教育向上のために必要なこと

第 2 章 会員

第 5 条 本会は本校に在籍する児童の保護者（または、これに代わる者）および本校の教職員が会員となる資格を有する。

第 6 条 本会は自由意志によって、いつでも入会できる。本会への入会希望者は本会指定の方法で入会の意思を本会に提示する。

第 7 条 入会希望者が以下のいずれかに該当する場合、本会は本会への入会を拒否することが出来る。本会は入会を拒否した判断の理由について入会希望者に開示する義務を負わない。

1. 入会申込時の提示情報に虚偽、誤記などがある場合
2. 入会希望者に成りすまして他人が申し込んだ場合
3. 過去に本会への入会および任意退会を繰り返しており、それらが不適切なものと本

会が判断した場合

4. 過去に本会を強制退会になっている場合

第8条 会員は会費を納入する責任を負う。会費は次のとおりとする。

1. 会員の会費は1家庭につき、年額4,000円とする。
2. 会費は年1回本会が定める方法により納入する。
3. 年度途中から本会に新たに加入した会員についても同額の会費とする。
4. 会費額については、「第4章 総会」に定める総会の決議により変更することができる。
5. 既に納入した会費については、理由の如何を問わず返金しない。
6. 特別の事情がある場合は、会費を免除する場合がある。

第9条 会員は本会の会則、内規、個人情報保護方針およびその他の定められた方針を遵守する責任を有する。

第10条 会員は本会の運営と活動に関する提案、意見、懸念を自由に表明する権利を有する。本会はすべての会員からの意見を公平に聞き入れ、必要に応じて対応を検討する。

第11条 会員は本会の運営、財務状況、活動に関する情報の開示請求権を有する。本会は運営の透明性を確保するため、必要に応じてこれらの情報を会員に提供する。

第12条 本会は会員の自由意志によって、いつでも退会できる。退会希望者は本会指定の方法で退会意思を本会に提示する。

第13条 児童の卒業または転出および教職員の異動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動的に退会とする。

第14条 会員が以下のいずれかに該当する行為を行った場合、本会は会員に事前に通告することなく本会から直ちに強制退会させる権限を有する。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 本会の運営、活動に対して脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
4. 風説の流布、偽計または威力を用いて本会の信用を毀損し、当会の運営、活動を妨害する行為
5. その他、上記に準じる者

第3章 組織

第15条 本会に次の機関をおく。

1. 総会：総会は最高の議決機関であり、毎年4月中に開催することを原則とする（詳細は「第4章 総会」に記載）。
2. 本部：本部役員と本部教職員によって構成する（詳細は「第5章 本部」に記載）。
3. 運営委員会：運営委員会は本部役員、本部教職員、各専門委員会の委員長または副委員長のどちらか1名をもって構成する（詳細は「第6章 運営委員会」に記載）。
4. 専門委員会：専門委員会規程に準ずる（詳細は「第7章 専門委員会」に記載）。

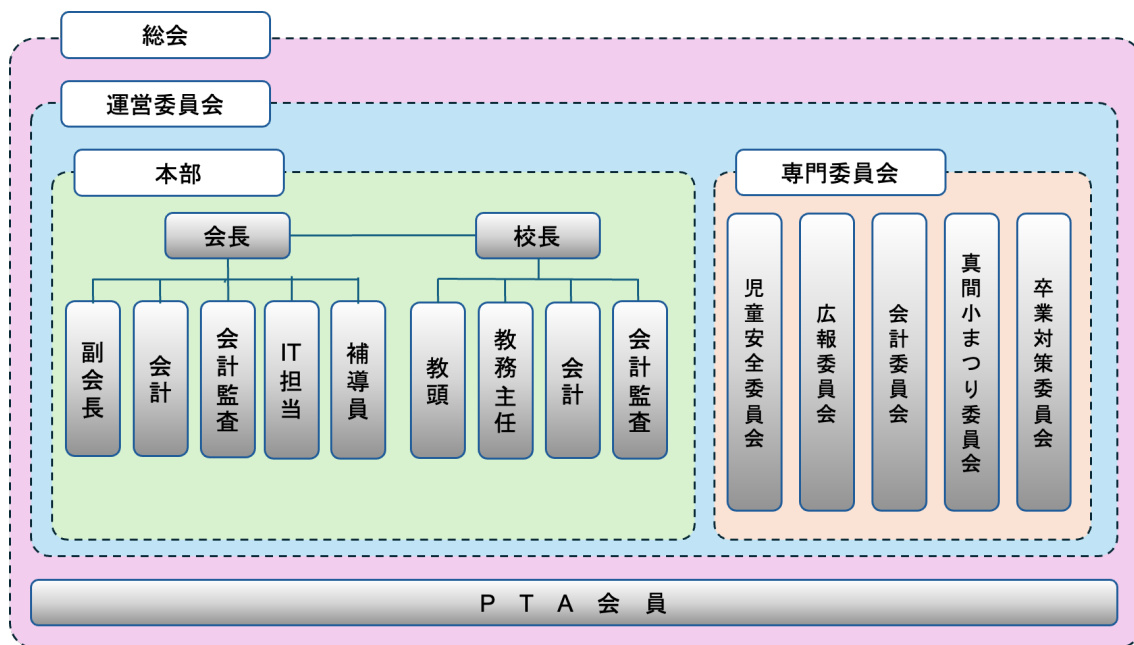


図 1 組織図

第4章 総会

第16条 総会は最高の議決機関であり、毎年4月中に開催することを原則とする。

第17条 臨時総会は会長及び本部が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに、会長がこれを招集する。

第18条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 会務の報告と承認
2. 予算審議、決算の承認
3. 本部役員の承認

4. 会計監査の承認
5. 会則の改正の承認
6. その他必要と認められる重要な会務

第19条 総会における議案の議決は、会員の過半数以上の賛成によって成立する。

第5章 本部

第20条 本会に次の役員をおく（以下、「本部役員」とする）。

1. 会長
2. 副会長
3. 会計
4. 会計監査
5. IT 担当
6. 補導員

第21条 本部に次の教職員をおく（以下、「本部教職員」とする）。

1. 学校経営の責任者（校長、教頭、教務主任）
2. 会計
3. 会計監査

第22条 本部教職員の会計および会計監査担当については本校校長が任命する。

第23条 本部には相談役をおくことができる。本部役員は相談役を指名することができ、総会で承認を得る。

第24条 本部役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 会計は本会の会計全般の統括処理を行う。
4. 会計監査は本会の事業が適正に遂行されるよう活動および会計を監査する。
5. IT 担当は本会 WEB サイトや本会運営における ICT（Information Communication Technology）に関する対応、資産管理など行う。
6. 補導員は市川市との協力により、児童の校外生活指導にあたる。

第25条 本部役員の選出と承認は以下のとおりとする。

1. 本部役員は、次年度の本部役員候補者を会員からの推薦（自薦を含む）に基づき決定する。
2. 本部役員候補者は自由意志によって次年度本部役員就任を受諾または拒否を決定する権利を有する。
3. 選出された本部役員候補者は、総会に報告して承認を得る。

第26条 会長以外の本部役員の任期は原則2ケ年とする。ただし、本部教職員はこの限りではない。

第27条 期中に本部役員に欠員が生じた場合、本部が補充役員候補を推薦し、運営委員会の承認を得て就任するものとする。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第6章 運営委員会

第28条 運営委員会は本部役員、本部教職員、各専門委員をもって構成する。

第29条 運営委員会は次の事項を審議執行する。

1. 総会の運営
2. 専門委員会規定の制定ならびに改定
3. 予算案の編成ならびに決算書の作成
4. 総会決定事項の執行
5. 各委員会の活動報告ならびに提出議案の審議
6. その他必要な会務
7. P T A会則および内規の改正
8. 本会則に規定のない事項の審議

第30条 運営委員会は原則年5回開催し、議長は本部役員が務める。

第31条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決定する。

第7章 専門委員会

第32条 本会に以下の専門委員会をおく。各専門委員会の細則は専門委員会規程に準ずる。

1. 児童安全委員会
2. 広報委員会
3. 会計委員会
4. 真間小まつり委員会
5. 卒業対策委員会

第33条 本会の専門委員会活動は、原則総会または運営委員会にて決議された事項に基づき、本校在籍児童の保護者からの協力を募って行う。ただし、予定された活動に必要な十分な人員の確保が困難な場合は、当該の活動を行わない場合がある。

第34条 本会は必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第 8 章 経理

第 3 5 条 本会の経費は会費および寄付金でまかなう。

第 3 6 条 本会の資産は第 1 章 第 4 条の目的以外に使用してはならない。

第 3 7 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第 3 8 条 本会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 3 9 条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 9 章 表彰

第 4 0 条 退任する本部役員など本会のために尽くされた方々に対し、感謝の意を表するために表彰を行う。

第 1 0 章 個人情報

第 4 1 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別途「個人情報取扱方針」に定め適正に運用するものとする。

添付資料③ 議案 5

附則 1 この会則は、昭和 24 年 5 月 14 日より実施する。

※平成 6 年 4 月 23 日に一部改正（21 条：副委員長の人数）

※平成 12 年 4 月 21 日に一部改正（22 条：一部削除、23 条：会費負担額）

※平成 14 年 2 月 26 日に一部改正（理事・理事会の名称変更、専門委員会の名称変更、専門委員会の統合）

※平成 20 年 4 月 18 日に一部改正（真間小まつり委員会、家庭教育学級委員会の専門委員会への組み入れ、学年委員・学年委員会、学級委員・学級委員会等の名称変更および削除、PTA 組織図の変更）

※平成 21 年 4 月 20 日に一部改正（運営委員会の構成員の変更）

※平成 22 年 4 月 19 日に一部改正（10 条：本部役員欠員の際の補充役員就任について）

※平成 27 年 4 月 20 日に一部改正（17 条：一部追加、7 章：慶弔費・表彰について）

※平成 31 年 4 月 19 日に一部改正（30 条：追加、8 章：個人情報について）

※令和 3 年 4 月 23 日に一部改正（10 条：一部追加、3 章：本部役員について、19 条：一部追加、5 章：組織について）

※令和 4 年 4 月 22 日に一部改正（18 条：開催回数の変更、5 章：組織について）

※令和 6 年 3 月 26 日に全面改正、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

※令和 7 年 4 月 25 日に一部改訂（会費の支払い方法に関する事項、総会の議決に関する事項、本部内 IT 担当設置に関する事項、慶弔費に関する事項）

専門委員会規程

第1章 総則

- 第1条 会則第32条にもとづき、それぞれの委員会の規定を次のように定める。
- 第2条 委員会は保護者および教職員から選ばれた委員をもって構成する。
- 第3条 委員会の計画は運営委員会にはかって実施する。
- 第4条 各委員会の活動に必要な人員については都度児童の保護者からお手伝いを募集する。予定された活動に必要な十分な人員が確保できない場合は活動の実施を行わない。

第2章 児童安全委員会

- 第5条 児童安全委員会は次のことを所管する。
1. 学校行事における養護活動に関すること
 2. 学校行事における安全パトロールに関すること
 3. 児童の登下校時における交通安全指導に関すること
 4. 児童の校外生活補導に関すること

第3章 広報委員会

- 第6条 広報委員会は次のことを所管する。
1. 本会の活動を推進するための広報紙「まましんぶん」の作成に関すること
 2. 学校行事における記録に関すること
 3. 他校広報との情報交換及び紹介に関すること

第4章 会計委員会

- 第7条 会計委員会は次のことを所管する。
1. 会費の集金に関すること
 2. その他の集金に関すること

第5章 真間小まつり委員会

第8条 真間小まつり委員会は、真間小まつりを企画・運営する。

第6章 卒業対策委員会

第9条 卒業対策委員会は卒業式において卒業生に贈呈する記念品に関することを所管する。

添付資料③ 議案 5

附則 1 この専門委員会規程は、平成 20 年 4 月 18 日より実施する。

※平成 20 年 2 月 28 日に改正（各委員会の活動内容の変更、真間小まつり委員会、家庭教育学級委員会の専門委員会への組み入れ）

※令和 3 年 4 月 23 日に改正（総則、各委員会の活動内容の変更、IT 環境整備委員会の専門委員会への組み入れ）

※令和 6 年 3 月 26 日に改正（総則、各委員会の活動内容の変更、総務委員会および家庭教育学級委員会の廃止に伴う細則の削除、卒業対策委員会の章を追加）、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

※令和 7 年 4 月 25 日に改正（総則、IT 環境整備委員会の廃止に伴う細則の削除）、令和 7 年 4 月 25 日より施行する。